

## 令和2年第8回教育委員会会議

### 1 日 時

令和2年5月25日（月）

開会 13時30分

閉会 14時31分

### 2 場 所

1109会議室

### 3 出席者

徳田博教育長、金田清委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員、新家久司委員、  
浅蔵一華委員

### 4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、  
岡崎裕介教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、  
中村義治教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、  
村戸徹保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第11号 駐在地指定の廃止の告示について（原案可決）

議案第12号 令和3年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について  
（原案可決）

議案第13号 令和2年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等について  
（原案可決）

議案第14号 令和2年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項の制  
定等について（原案可決）

### 6 報告案件

第1号 県立学校の再開について

第2号 令和3年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について

第3号 体罰に関する調査について

第4号 教職員勤務時間調査の集計結果（令和2年1月～3月及び令和元年度年  
間集計）について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第13号及び議案第14号は教科書採択に関する案件のため、地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会  
一致で決定。

- ・ 質疑要旨  
以下のとおり。

## 議案第 11 号 駐在地指定の廃止の告示について（岡崎教育次長兼庶務課長説明）

「1 提案理由」ですが、本年 8 月に開催を予定していた 2020 年度全国高等学校総合体育大会の中止が決定されたことに伴い、開催に関する事務処理のため職員を配置していた県立高等学校の駐在地の指定を、5 月 31 日限りで廃止する必要があるためであります。

「2 根拠法令」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条であります。

「3 告示案」は次ページをお開きください。告示の内容は記載のとおりですが、これまでの経緯等について、下のかっこ書きをご覧ください。

「駐在地指定と職員配置の経緯」ですが、まず、①今年度の 2020 年度大会のため、昨年 4 月に、金沢桜丘、金沢西、内灘の 3 校を駐在地に指定し、これまで 5 名を配置し、開催準備に当たってまいりました。また、②来年度の令和 3 年度に北信越ブロック大会の開催が決定したことから、今年の 4 月に金沢桜丘高校を駐在地に指定し、7 名を配置して開催準備に当たっているところであります。

「2020 年度大会の中止決定に伴う今回の対応」ですが、2020 年度大会の開催準備のための駐在地指定は 5 月 31 日限りで廃止し、配置されていた教職員は 6 月 1 日付けで異動としたいと思っております。一方、来年度大会の開催準備のための駐在地指定は存続し、引き続き準備に当たってまいりたいと思っております。

### 【質疑】

質疑なし

（徳田教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし。

議案第 12 号 令和 3 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について  
(江尻教育次長兼学校指導課長説明)

3 ページの議案第 12 号「令和 3 年度石川県効率高等学校等における入学者選抜方針について」、ご説明いたします。

まず、「1 提案理由」は、「令和 3 年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるため」であります。

「2 根拠法令等」は、学校教育法、学校教育法施行規則および石川県立高等学校規則等の規定であります。

また、小松市立高等学校および金沢市立工業高等学校については、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より、選抜方針の策定およびその周知について文書で依頼を受けており、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案は 4 ページから 15 ページにかけてお示ししてございますが、11 ページから 19 ページまでに、前年度との対照表がございますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

11 ページをご覧ください。令和 3 年度方針の下線部は令和 2 年度との変更箇所を示しておりますが、今年度は年月日以外で前年度からの変更点はございません。

まず初めに、Ⅰの公立高等学校入学者選抜方針についてです。「2 日程」について、ご説明いたします。11 ページの下の方から 12 ページにかけて記載してございます。

「(1) 全日制課程の一般入学」につきましては、学力検査等の期日を令和 3 年 3 月 9 日(火)、10 日(水)の両日とし、合格者の発表を 3 月 17 日(水)といたします。以下、(2)、(3)、(4)、(5)に、それぞれ「定時制課程の一般入学」、「全日制課程及び定時制課程の推薦入学」、「連携型中高一貫教育校の連携型入学」、そして「通信制課程の入学」について期日をお示ししてあります。

13 ページの「3 一般入学」、14 ページの「4 推薦入学」、15 ページの「5 中高一貫教育校の入学」、16 ページの「6 通信制課程の入学」、「7 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置」についても、年月日以外の変更点はございません。以上が、公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

次に、18 ページをご覧ください。Ⅱの特別支援学校の選抜方針についてであります。学力検査等の期日を、高等部および専攻科は令和 3 年 2 月 17 日(水)、ろう学校幼稚部は 2 月 18 日(木)とし、合格者の発表を 3 月 2 日(火)といたします。

最後に、19 ページをご覧ください。Ⅲの石川県立中学校の選抜方針についてであります。「2 日程」について、ご説明いたします。総合適性検査Ⅰ、Ⅱおよび面接の期日を令和 3 年 1 月 24 日(日)とし、選抜結果通知を 2 月 1 日(月)といたします。欠員補充については、3 月 5 日(金)までといたします。その他の変更点はございません。

**【質疑】**

(西川委員)

16 ページの「7 全日制過程一般入学の学力検査等における救済措置」は、学校保健安全法施行規則と定められたものが救済措置の対象になるということですが、ちょ

っと先走った発言になるかもしれませんが、コロナに関してはこれに入っているのですか。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

インフルエンザ等の感染症の中に入っていますから、感染症で当日別室でも受けられなかった診断を受けた生徒、あるいは災害などで交通の不便で受けられなかった生徒がこの救済措置に入ってくるということです。

(西川委員)

インフルエンザなら5日間でしょうか。ところが、コロナに関しては、今のところですが、2週間ということがあるので、その辺、前もって検討しておいていただければいいかなと思います。ちょっと普通のインフルエンザの対応とは違ってくるかという気がしますので、そこをよろしくお願いします。

(徳田教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

## 報告第1号 県立学校の再開について（江尻教育次長兼学校指導課長説明）

それでは、44 ページをご覧ください。先月の当会議では、県立学校については、5月1日（金）まで休校し、ゴールデンウィーク明けの5月7日（木）から再開する予定とご報告いたしましたが、その後、4月末時点での本県の感染状況、さらには、学校再開に不安があるという保護者の方々の声が多くあったことを踏まえ、4月30日（木）に、臨時休校期間を5月29日（金）まで延長し、6月1日（月）から再開することとしたところであります。

まず、「1 臨時休校中の家庭学習の支援」につきましては、教科書や問題集、また学校作成のプリント等を生徒に渡し、電子メールや電話等により学習状況、健康状態等を確認しております。その他、グーグル社の「Google for Education」という、インターネットによる学習支援ツールを活用したり、Web 会議システムを活用し、インターネット上に仮想クラスを作り、家庭での学習支援を行ってきております。

次に、「2 臨時休校期間中の分散登校日の設定」についてです。ゴールデンウィーク明けごろに保護者の方々にご意向をお聞きしたところ、6月1日から一気に通常の授業を実施するのではなく、分散登校により段階的に再開してほしいとの声が多数ありました。そういう点を踏まえ、6月1日（月）の学校再開に向け、5月20日（水）から5月末までの平日に、分散登校日を各学年2～3回、設けることとしました。分散登校を実施するに当たりましては、例えば、学年ごとに日を変えたり、1教室当たり20人程度になるようクラスを二つに分け、二つの教室で実施したり、また在校時間も半日約3時間程度とし、家庭学習や健康状態の確認、再開後の授業についてのガイダンス等を行う。また、公共交通機関を利用する生徒の通学時間帯が通勤時間帯と重なる場合は、各学校において始業時間を変更するなどの工夫をいたしまして、現在、全ての県立高校、43校で分散登校を行っているところです。なお、部活動は、分散登校期間中は実施せず、登校前の生徒・教員の検温や校内での手洗い・消毒など、感染防止対策を行っているところでもあります。特別支援学校につきましては、度重なる環境の変化による児童や生徒のストレスに配慮し、分散登校日は実施しておりません。再開後、段階的に通常の授業に移行することとしております。

次に、「3 再開後の対応」についてです。学校再開後、休校による学習の遅れの対応については、各学校において夏休みの授業、土曜日の授業、あるいは時間割の工夫や学校行事の中止、延期、縮小などの具体的な対応を取っていくこととなります。

その対応の基本方針については、次のページをご覧ください。4月から5月にかけての休校によって失われた授業日数をおおよそ27日と見込み、それを取り戻すための対応として、次の4点を示しました。

1点目は、夏休みに授業を行うことです。全ての県立学校におきまして7月21日（木）から31日（金）までの平日7日間に授業を実施するといたしました。また、その他に各学校の判断で、お盆期間を除く8月3日から31日までの平日16日のうち最大10日を授業日としてもよいということとしております。

2点目は、時間割の工夫です。例えば、通常6限目まで授業を行っている学校は7限目までとしたり、7限目の授業を行っている学校は1コマの授業時間を短くして8限目を入れてみたりなどの工夫が考えられます。

3点目は、土曜日に授業を行うことです。これも各学校の判断で夏休みを除く6月か

ら12月までの間に、1カ月に1、2回、土曜日の授業を行ってもよいとしております。

4点目は、学校行事の延期や中止、また縮小等により授業時間を確保していくという考え方です。

以上の方針に基づいて、県立学校では臨時休校によっての学習の遅れを取り戻すための対応を、今、具体的に検討しているところです。

#### 【質疑】

(眞鍋委員)

夏休みを使うということですが、全ての県立学校にエアコンは配置されていましたか。

(岡崎教育次長兼庶務課長)

エアコンの設置状況ですが、全ての県立学校の普通教室にはエアコンが設置されております。

(眞鍋委員)

ありがとうございます。

(金田委員)

かなり追い込んだタイトな時間になっていくのではないかと思います、一つお願いがあります。最前線の学校現場の先生方は、かなり追い込みに入っていくと思います。そのときにお願いしたいのは、指導主事も含めて県教委も現場の実態を知りたいと思いますが、不要不急なペーパーは出してほしくないのです。彼ら最前線は非常に大変な目に遭っていると。児童・生徒の様子を見なければいけないときに、アンケートや、あるいは要望書や報告書をあまり出さないという、ぜひそういうことで、現場が最前線であがきもがいていると思うので、そういうときに教育長がどうしても必要だという指示が出た書類はいいのですが、忖度のつもりで出した書類が最前線の苦勞を非常に多く作ると思いますので、不要不急な書類は厳に慎んでいただければと思います。

(徳田教育長)

今、言われましたように、今年はかつてない、これからは誰も経験していないようなスケジュールなので、不要不急という言い方がいいかどうか分かりませんが、本当に必要なものはいろいろ報告を求める必要があるでしょうが、毎年やっているから今年もというようなことではなく、そこは例年と違いますので、できるだけ現場に負担にならないように、一度立ち止まって本当に必要なのかどうなのか、あるいは必要でも期限を少し後ろ倒しできないか、今まで当たり前のようになっていることがもしあれば、そこはしっかり1個ずつ見ながら、現場がそれで手間暇が掛かって本来の業務がおろそかになるのは一番よくないことだと思いますので、今、金田委員が言われるようなことを含めて事務局として対応していく必要があるだろうと思っております。

(金田委員)  
お願いします。

(西川委員)  
45 ページの「2 時間割の工夫」ですが、6 限を 7 限、7 限を 8 限という案が出ていますが、お願いしたいのは、子どもたちの負担が重すぎることはぜひ考慮していただきたいということがあります。

もう一つ心配しているのは、前、インフルエンザか何かで未履修問題で文科省の方がそれに関しては問わないというのを聞きましたが、最大限努力した結果、もし未履修が出た場合、どうなるのかちょっと心配だと思っています。

(杉中教育次長)  
今、委員からお話があったとおり、国の方からは、例えば小中学校の場合、年間授業時数というものが学習指導要領で定められておりますが、これを下回ったことをもって、そのままそれが法令違反に当たることがないという通知がもう発出されております。今の段階では、どの学校もまずは学習内容をきちんと行うことを前提に考えておりますが、今後どういうふうになっていくかも分かりませんので、一応、国からはそのように指示は出ているところです。

(新家委員)  
新型コロナで日本中が大変な思いをされていて、産業界であれ教育界であれ、いろいろな大変な思いをしていますが、その中で学校も休校になり先生方は生徒たちとのコミュニケーションをどう取るかなどいろいろな工夫をされているのかなと思っています。再開した中でも、教材の共有やネットをどうやって使うなど、いろいろな工夫をされているだろうと思います。新聞などを見てもそういうふうに書いてありますので、ぜひこの 1 カ月、2 カ月を貴重な体験として、これから第 2 波の話もされていますし、27 日間の空白の時間はあるわけですが、それを埋めるにはこういうことをどうやってうまく使っていったらいいか、この 2 カ月余りのことを、ぜひ一度きちんと整理されて、良かった点、悪かった点をまとめられて、今後の資料にさせていただけるようにお願いしたいと思います。

(徳田教育長)  
確かに、今言われましたように、Web 学習もほとんど行われていなくて、さっきも少し説明がありましたが、4 月以降、グーグル社の education のアカウントを全部、県立学校の生徒、先生方に取得してもらいました。4 月の終わりぐらいから、かなりやっていただける学校も出て、私も何校か現場を見せてもらいましたが、朝の朝礼や出欠など、宿題を出すとか、今までやっていなかったけれども、先生方の熱意でかなりうまくいっているケースもあるように聞いております。恐らく、それと一方で、うまくいっていない課題もある学校もあると思いますので、今、総括するのがいいかどうか分かりませんが、一つのこの 2 カ月間の状況を一度検証していくことは必要なことではないかと思っています。ありがとうございます。

## 報告第 2 号 令和 3 年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について(中村教職員課長説明)

お手元の資料 46 ページにより、ご説明いたします。教員採用試験の実施期日およびその内容につきましては、前回の教育委員会会議で報告いたしましたが、その際に、5 月中旬ごろに決定するとしておりました採用見込数について、今回、ご報告いたします。

お手元の資料にあるとおり、受験区分ごとの採用見込み数の内訳については、小学校教諭は 135 人程度、中・高等学校教諭は 130 人程度、特別支援学校教諭は、小学部および中学部・高等部を合わせて 35 人程度、養護教諭については 15 人程度とし、合計につきましては昨年度と同数の 315 人程度といたしました。

また、昨年度より実施している障害のある受験者を対象とした「特別選考区分 I」の採用見込数につきましては、全ての受験区分で合わせて 5 人程度とし、全体の採用見込数 315 人に含むものといたします。

採用見込数および内訳については、すでに 5 月 8 日(金)に県教委ホームページで公表し、志願者に対して周知を図ったところです。

なお、志願者への案内については、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年約 30 校で実施している大学訪問は全て中止といたしましたが、採用試験の実施内容や本県の教員募集のリーフレット等を大学に送付したところです。今年度は、これに加えて新たに、県教委ホームページで石川の教育をアピールする動画をインターネット配信するとともに、ラジオ放送で若手教員が教員のやりがい、魅力について紹介することなどにより、教員を目指す多くの方々に、本県教育や教職の魅力を伝え受験を促しております。5 月 28 日まで、志願書の受け付けを行っているところです。

### 【質疑】

質疑なし

### 報告第3号 体罰に関する調査について（中村教職員課長説明）

この調査は、児童・生徒および保護者へのアンケート等を基に、体罰として確認したものです。県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施した体罰に関する調査を、平成25年度以降も独自に実施しております。

資料の「1 発生件数及び処分状況等」をご覧ください。令和元年度の体罰は6校で6件発生しており、内訳は、小学校が3件、中学校が1件、高等学校で2件となっております。被害児童生徒数は6名です。

体罰が発生した場面については、下の「2 体罰の場面」の表にありますとおり、小学校では、授業中が2件、休み時間が1件、中学校では部活動が1件、高等学校では、放課後、部活動が各1件となっております。

具体的には、小学校の案件は、授業中に大声を出したり立ち歩いたりする児童に対し、体罰、暴言、不適切な指導を繰り返し行なったもので、けがはなかったもの。体育の授業中、男子児童が終了の合図に従わずプレーを続け、蹴ったボールが女児児童の顔面近くに当たったことに腹を立て、ボールを男子児童の左肩付近に強く押し付け、さらに児童の腕を引っ張り、倒した後、児童の左膝を蹴ったもので、けがはなかったもの。体育館で他の児童に馬乗りになってけんかをしていた児童を引き離す際、引き離しに応じなかった児童の左ほほを平手でたたき、左ほほの内側の皮がむけたもの。

中学校については、部活動の終了時のミーティング時に、生徒の発言に腹を立て、同生徒の右ほほを手の平で1回たたいたもので、けがはなかったもの。

高等学校については、顧問を勤める部活動の部員から、検定試験の補習を受けるため部活動を休む旨の報告を受けた際の生徒の発言に腹を立て、生徒の頭を平手で1回たたいたもので、けがはなかったもの。県外遠征において試合前の練習中、キャッチャーの部員がファーストからの送球を捕球できなかったことに立腹し、生徒の左脇腹のプロテクターが当たっていない部分をバットでつついたもので、けがはなかったものでございます。

これら6件の体罰に対しましては、いずれも文書訓告の措置が下されており、厳しく指導がされております。

体罰の件数は、平成25年度以降では、平成25年度が7件、26年度5件、27年度5件、28年度3件、29年度4件、30年度は4件となっております。今回は6件となっております。体罰は、いかなる場面においても行ってはならないものであり、これまで継続的に教員に対して指導してきたところですが、近年の発生件数に比べ増加したことは大変残念であります。今後とも、体罰は絶対してはならない、体罰は指導法の一つではなく暴力であるということを教員が肝に銘じるよう、機会あるごとにしっかりと指導してまいります。

#### 【質疑】

質疑なし

## 報告第4号 教職員勤務時間調査の集計結果について（中村教職員課長説明）

このたび、令和元年度Ⅳ期（1月～3月の3カ月分）の集計がまとまり、これによって令和元年度1年間分の調査結果が出揃いましたので、Ⅳ期と年間の集計結果について、ご報告いたします。

「1 令和2年1月～3月の集計」をご覧ください。「(1) 調査の概要」ですが、「ア 調査期間」、「イ 調査対象」は記載のとおりです。

「(2) 集計結果」をご覧ください。1人1か月当たりの平均は1段目から順に、小学校が33.8時間、中学校が42.1時間、全日制高等学校が31.4時間、定時制・通信制高等学校が7.9時間、特別支援学校が19.1時間となっており、前年度と比較して、定時制・通信制高等学校で若干増加しておりますが、その他の校種については、3月の臨時休校の影響により大きく減少しております。次に、時間外勤務時間が月80時間を超える教員の割合は、小学校は右端の0.2%とその左の1.4%を加えた1.6%となっており、中学校、全日制高等学校は、それぞれ9.4%、0.6%で、いずれも割合が減少しています。

以上が1月～3月分の結果です。次に、1年間の集計も2ページ以降にまとめてありますので、前年度と比較して報告していきたいと思えます。

2ページをご覧ください。「2 年間及び各期の集計結果」であります。この表は、時間外勤務時間の1人1か月当たりの平均と時間外勤務時間の人数分布を校種別に表したものであり、各校種の1行目には令和元年度4月から3月までの1年間分のデータを記載しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県立学校においては3月2日から臨時休校となっております。時間外勤務時間が大きく減少している3月分の特殊要因を除いた11か月ベースのデータを、それぞれの校種の2行目に網掛けで記載しております。また、上段のかっこは平成30年度のデータ、下段は令和元年度のデータとなっております。

3月分の特殊要因を除いた11か月ベースの各校種の網掛け部分をご覧ください。時間外勤務時間の1か月当たりの平均については、小学校が44.7時間であり、前年度の45.8時間と比べて1.1時間の減、中学校が63.1時間であり、前年度の65.3時間と比べて2.2時間の減、全日制高等学校が44.3時間であり、前年度の45.2時間と比べて0.9時間の減。3ページに移りまして、定時制・通信制高等学校が9.2時間であり、前年度の6.8時間と比べて2.4時間の増、特別支援学校が23.9時間であり、前年度の24.9時間と比べて1.0時間の減となっており、総じて、多忙化改善の取り組みの効果が表れているものと捉えております。

おめくりいただいて、4ページ、5ページの「3 年間校種別年度比較」は、3年間の比較ができるようにデータを棒グラフで表したものです。左の4ページは、3月を含めた1年間分、右の5ページは、3月を特殊要因として除いた11か月分で比較したものです。3月分を除いた右の5ページの方でご説明いたします。

まず、(1)をご覧ください。時間外勤務時間の校種別月平均については、小学校が、平成29年度から平成30年度にかけて0.5時間の減、平成30年度から令和元年度に向けて1.1時間の減、中学校が、平成29年度から平成30年度に向けて4.8時間の減、平成30年度から令和元年度に向けて2.2時間の減、全日制高等学校が、平成29年度から平成30年度に向けて3.6時間の減、平成30年度から令和元年度に向けて0.9時間の減と、いずれの校種においても、平成29年度と比べて平成30年度、令和元年度と時間外

勤務時間が年々減少していますが、中学校においては、他の校種と比べて減少幅が大きいものの、時間外勤務時間は多い状況が続いております。

下の(2)をご覧ください。校種ごとに、時間外勤務時間の校種別人数分布を、45時間まで、45～60時間、60～80時間、80～100時間、100時間超の五つの区分に分けて、その割合を表したグラフになっております。時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、丸で囲んでありますグラフの右から二つの区分の割合を加えた数字となっております。下の枠の中に記載してあるように、平成29年度から順に、小学校は10.8%から9.2%、6.2%と減少しております。中学校は、37.3%から31.6%、28.0%と減少しております。全日制高等学校も、14.7%から8.3%、6.9%と、いずれの校種においても年々割合が減少しておりますが、中学校においては、教職員の3割近くが依然として月80時間を超える状況です。

次に、6ページをご覧ください。「4 月別推移」の「(1) 時間外勤務時間の平均」ですが、下のグラフは、校種別の時間外勤務時間の平均の月別の推移を、平成30年度、令和元年度について表しておりますが、小学校、中学校、高等学校いずれも4月から6月に前半のピークがあり、8月に大きく減少し、9月から11月に再度ピークがあります。なお、令和元年度3月は臨時休校のため、前年度より大きく減少しています。

7ページ「(2) 時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合」ですが、下のグラフは月別の推移を表しております。その割合については、ほぼ全ての月において減少しております。特に、前半のピークである4月から6月、後半のピークである9月から11月において大きく減少が見られます。なお、3月は臨時休校のため、いずれも前年度より大きく減少しております。特に、前半のピークである4月から6月、後半のピークである9月から11月について大きな減少が見られますが、業務の平準化に向けて、前半のピークにおいては、新年度の業務を前年度中に前倒しで行ったことや行事の開催時期を変更したこと、それから、後半のピークにおいては、2学期の業務を夏季休業中に前倒しで行ったことや、秋季大会後に部活動休養日を積極的に取り入れたことなどが理由であると報告を受けております。

8ページ以降は、1月から3月分の項目別集計の詳細を載せております。3月は臨時休校となりましたので、1月から3月分の集計を前年度と比較することは有効ではないかもしれませんが、参考として後ほどご覧ください。

最後になりますが、多忙化改善に向けた取り組みについては、今年度で3年目に入っております。さらに深掘りした取り組みを進めるため、既に学校現場で取り組まれている具体の取り組みから効果のあったものを全県的に取り組むために付加するという形で、3月に基本的な方針は変えずに取組方針の改定を行ったところです。この取組方針を踏まえ、多忙化改善に向け、3年目も本県内の取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上です。

(徳田教育長)

今、説明がございましたように、今年の3月は前年度と比較するのは適切ではないということで、3月分を除いた11カ月ベースの集計もここに記載させていただき、そちらの方で課長の方から説明をしてもらいました。

【質疑】

(金田委員)

教職員課はこの資料を作るのは大変だったと思います。県だけではどうしようもできない壁といいますか、私はいつも言いますが、乾いたタオルを絞るような形で、県あるいは学校は頑張っているのですが、いわゆる標準法といいますか、学級数に応じて教職員を配置する、この法律をぜひ変えていかないと、いつまでたってもこういう教員の多忙化という問題は解決できないと思います。文科省がこういう県の資料をありがたく見ているようでは、何をか言わんやだと思います。やはり、財務省なり内閣に働き掛けて、40人学級から30人学級、さらに20人学級というような方向性を示していかないと、私はこの問題はいつまで行っても解決しないと思っております。また戦後一貫して避けてきた教職員の残業手当の問題も解決しないと、同じことを繰り返しながらやっている。あらゆることを先生という業務に、ボランティアのごとき善意にかこつけてしまっているという、その実態を国の方で考えていただけないと。県教委がこれだけ頑張っただけ厚い資料を作ってやっているのです。しかし、最後に心配なのは、これだけやってもまだ駄目なのかという、ある点へ来ると思います。それが一番怖い。先生方のやる気がなくなったり、あるいは県教委もむなしさに覆われてしまうと、何のための仕事だったのかという、そういうむなしさが起こらないような形で国の方も考えてほしいわけです。どこに問題があるかということ。先生方の組織に問題があるということも分かります。しかし、もっと大きなところ、国の根幹に関わるところに問題があるということ、やはり皆さんに分かるようにしていかないと、私は駄目だと思っております。

(徳田教育長)

今言われたことは本当に大事なことだと思います。やはり最後は定数改善をされないと、この問題は抜本的に解決されないことはこれまでもたびたび言ってきたことです。ただ、我々なりに自分たちで頑張れるところは頑張ると、そういう姿勢も大事だと思いますので、月80時間を超える教職員の割合も中学校はまだ依然として高いですが、これをどう評価するのは難しいですが、われわれなりにいろいろ工夫しながらやってきているのは事実なので、やはりこういうことをしっかり国の方に、抽象的に定数改善を要望するだけでなく、実際、現場の取り組みをそういった形で訴えていくことも大事だと思います。今、金田委員の言われることは当然のことだと思っております。

(金田委員)

はい。またお願いします。

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第13号 令和2年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第14号 令和2年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項の制定等について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。